

自治体における

地域が一体となった

# 国際化への取組み

近年、地域特性を生かし、地域と一体となって国際化を推進するために、海外自治体職員の受入れや開発途上国への技術協力などの国際貢献・協力活動を行うための条例を策定した自治体がある。

また、外国人住民が増加している地域においては、国籍や民族などの異なる人が、互いの文化的な違いを認めながら共に生きていく、いわゆる多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進するための指針等を策定する自治体も増えてきている。

今回は、こうした条例等の内容はもとより、その策定の背景も含めて紹介させていただく。今後の自治体における取組みの一つの方向性として参考にしていただければと考える。



## 県民との協働による「国際貢献先進県おかやま」の実現を目指して

岡山県企画振興部国際課



### 国際貢献先進県を目指して

世界のさまざまな分野でボーダーレス化、グローバル化が進み国際化が進展する中、地球環境の保全や貧困の解消といった課題を解決するためには、国による外交活動だけではなく、地球社会の一員としての視点に立った地域や個人レベルでの国際貢献活動がこれまで以上に必要となっている。

岡山県では、これまでも海外技術研修員の受入れや農業分野等での技術協力、国際貢献ボランティアの養成等に取り組んできた。

もともと岡山県は、近代日本を代表する社会事業家で日本で最初の孤児院を創設した石井十次など、「福祉の心」の伝統や篤志家を輩出する風土を有している。このような福祉の伝統と進取の気風を受け継いだ多くの県民の方々は、阪神・淡路大震災などでも救援活動に積極的に携わったほか、組

織としての活動においても、多くのNGOが国際貢献活動に取り組んでいる。

このような本県の特徴を生かした県民の方々との協働による国際貢献活動の推進は、地域の優れた個性を発揮し地域の活性化にも資するものであり、県としても、「国際貢献先進県おかやま」を目指して積極的に活動を推進していこうと考えている。



### 国際貢献活動推進条例を制定

岡山県では、国際貢献施策を推進する上で、取組みの方向を明らかにするために、平成一四年七月に元国連事務次長の明石康氏を会長とする「岡山発の国際貢献を考える会」を設置した。

四回にわたる検討会を経て、平成一五年三月に同会から「二一世紀初頭における岡山県の取り組みむべき国際貢献のあり方について」と題する報告書が提出され、国際貢

献の主体が、政府だけでなく、地方公共団体、NGO、企業、個人等、多元化している中、岡山県が、その特性を生かして国際貢献活動を推進することの意義と取り組むべき施策について具体的な提言がなされた。その中で、国際貢献活動を推進するための条例の制定についても提言があり、これを受けて条例制定に向けての準備が進められることとなった。

条例は、素案についてのパブリックコメントやNGOなど関係団体との意見交換を経て、平成一六年二月議会で条例案が可決され、同年四月一日、都道府県レベルでは全国初となる「岡山県国際貢献活動の推進に関する条例」として施行された。

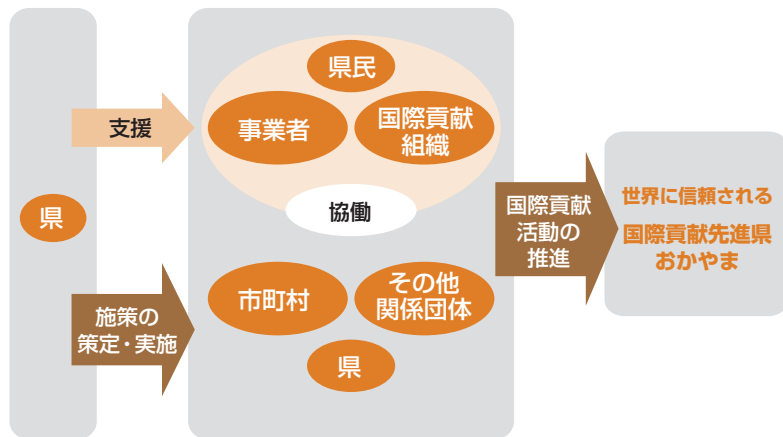
この条例は、「何かをしてはいけない」あるいは「しなければならぬ」と定める、権利を制約したり義務を課するものではなく、岡山県の政策目標の一つである「国際貢献先進県おかやま」の実現を宣言し、国際貢献活動の推進を広く呼びかける「理念条例」ということができる。

条例の中でとりわけ重視しているのが、国際貢献活動のすそ野を広げることである。県民の方々の中には、「誰かのために役に立てれば」とか「できることがあれば参加したい」といった意欲や欲求を持つておられる方が数多くおられる。NGOなどに所属され、専門的に国際貢献活動に取り組んでおられる方々の活動がより活発になることはもとより、何よりも、多くの県民の方々

に国際貢献活動について理解していただき、自主的に参加していただくことを呼びかけることが、条例制定の最大のねらいということができる。

もう一つのキーワードは、「協働」である。一人でも多くの県民の方々に参加いただくとともに、進むべき基本方向を共有し、連携した上で、それぞれの方々がそれぞれ得意とする分野で大いに活躍していただき、全体として国際貢献活動を推進するというのがこの条例の基本的な考え方である。

図1:国際貢献活動の推進イメージ



## 国際貢献活動とは何か

協働による国際貢献活動の推進を呼びかけるためには、まず、国際貢献活動とは何かが共通認識となる必要がある。しかし、「国際貢献」という言葉は日常的にはしばしば使用されるものの、その内容は使用する人の価値観などで大きく異なっており、少なくとも法的にはまったく未定義の状態であった。

そこで、地方公共団体やNGOが実際に行っている活動の実態を分析したところ、岡山県が推進しようとする人間本位の視点に立った地域や個人レベルでの「国際貢献活動」は、「技術支援活動」、「自立支援活動」、「国際救援活動」、「人材の育成」の四つに類型化できるのではないかと考え、次のとおり定義した。

一つ目の「技術支援活動」は、研修員の受け入れや指導員の派遣等による技術移転などの技術支援を目的とする活動である。具体的には、県や市町村が行う技術研修員の受け入れや国際協力機構(JICA)が行う青年海外協力隊等の派遣などが該当する。

二つ目の「自立支援活動」は、主にNGOの活動として行われる生活環境の整備など、開発途上国または人々の自立支援を目的とする活動である。

三番目は、自然災害の被災者等の救援を目的とする「国際救援活動」である。

そして、四つ目にこれらの活動を担う人材の育成を目的とする活動、すなわち国際理解教育の推進や国際貢献ボランティアの養成などの「人材の育成」である。

なお、この定義は、あくまで国際貢献活動とはどんなものなのかについて、県民の方々に理解していただくためのものである。個々の活動が二つ以上の類型に該当する場合があるのは当然であるし、逆に、いずれにも該当しないものは国際貢献活動ではないとするのは適当ではない。このため、四つの類型に準ずる活動で「国際社会の平和と発展に寄与することを目的とするもの」も国際貢献活動に含めることとし、限定的な定義にならないようにしている。



↑高校生を対象とした「高校生国際ボランティアユニット」

条例の定義でのもう一つの工夫は、自発的な国際貢献活動の中心的な役割を担うNGO等のボランティア組織を「国際貢献組織」として条例に明記したことである。そして、いわゆる民間セクターである県民、事業者及び国際貢献組織が自発的かつ自立的に行う国際貢献活動を、公共団体が行うものと区別するために「非政府貢献活動」と定義し、県はその支援に努めることとしている。

## 図2:国際貢献活動の主体と役割

<b>県</b>	(1) 国際貢献活動の推進に関する施策を策定・実施すること。 (2) (1)の施策を策定・実施するに当たって、関係団体*との連携に努めること。 <small>*関係団体とは、国際機関、国、市町村、NGO、国際協力機構(JICA)、(財)岡山県国際交流協会などをいいます。</small>
<b>市町村</b>	県、国際貢献組織等と連携し、国際貢献活動の推進に努めること。
<b>県民</b>	国際貢献活動への理解を深め、積極的に参加・協力するよう努めること。
<b>事業者</b>	国際貢献活動へ参加・協力し、また従業者等が参加・協力しやすい環境の整備に努めること。
<b>国際貢献組織(NGO等)</b>	自ら行う国際貢献活動に関する県民の理解を深めるよう努めること。

## ユニークな国際貢献施策

条例では、大きく分けて、①啓発・参加気運の醸成、②参加促進・人材育成、③国際貢献活動の展開、④非政府貢献活動の支援の四つの分野で、県が実施する基本的施策

を定めている。

「啓発・参加気運の醸成」のために、条例では、毎年一〇月を県独自の国際貢献月間と定

めている。おかやま国際貢献月間では、初日のオープニングイベントや多数のNGO等が参加した地球市民フェスタをはじめ、各種の国際貢献に関する講座等を集中的に開催することとし、多くの県民の方々に国際貢献についての理解を深め、参加を促す機会を提供している。

「参加促進・人材育成」は、岡山県が早くから積極的に取り組んでいた分野である。岡山県には、国際的な人道援助活動に関する人材育成等を目的に、岡山県新見市が設置した「公設国際貢献大学校」という



↑第1回おかやま国際貢献月間「地球市民フェスタ」での高校生による募金活動



↑一般県民を対象とした「国際救援活動要員養成講座」での救命救急講習

ユニークな研修施設があり、県と連携して「国際救援活動要員養成講座」や「大学生国際貢献インターンシップ事業事前研修」を実施するなど、幅広い年齢層を対象とした数多くの人材育成事業を実施している。

「国際貢献活動の展開」としては、技術支援活動として、従来の海外技術研修員受入事業を発展させた国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業を実施している。これは、NGOの提案による技術移転プランに基づいて研修員を受け入れるとともに、現地への専門家の派遣も盛り込むことで、対象地域のニーズによりの確に対応した、効果的な技術移転を進めようとするものである。

また、特にユニークな事業として、国際救援物資備蓄事業がある。岡山空港内に「救援物資備蓄センター」を設け、NGOが実施する国際緊急救援活動等を支援するため、毛布やタオルケットなどの救援物資を備蓄している。救援物資の一部については、県民の方々からの寄付を受けており、毎年多数の物資が寄せられている。これまでに、平成一五年末のイラン大地震や平成一六年末のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害の発生の際には、NGO等と連携し、備蓄していた救援物資をいち早く被災地に届けた。そのような取組みは新聞などでも大きく報道され、その結果、今では多くの県民の方々に備蓄センターの存在を知っていた。これまで以上に数多くの善意の物資が届けられるようになった。また、本年三月

には、スマトラ沖大地震に際して活動したNGO等が参加し、国際救援活動に係るスキルアップを目指して「国際救援シンポジウム」も開催された。まさに、国際貢献活動の実施が、新たな自発的な参加や協働の輪を促進する好ましい循環を生み出している例と言えると思う。

「非政府貢献活動の支援」としては、県内NGOの交流と連携を促進するための拠点の整備・充実、NGOが連携して開催する事業への助成などを実施している。また、国際貢献月間のイベントを、JICA、地域国際化協会、NGOと連携して開催するなど、さまざまな場面でNGOとの連携・協力を進めている。



↑ボランティアも参加しての「救援物資備蓄センター」からの物資提供（スマトラ沖大地震）

## 協働の輪を 広げるために

国際貢献は、支援する側と支援を受ける側といった関係にとどまるものではない。開発途上国の発展に寄与するだけでなく、自らの視野を広げるとともに、地域や個人の能力を引き出す契機にもなる。

心の豊かさが求められる今の時代に、このような性格を持つ国際貢献活動に自発的・自立的に取り組むことは、自らの個性や能力を生かした社会参加を通じて自己実現を図ることもつながる。岡山県が国際貢献活動を推進するための条例を制定した理由は、まさにこのようなところにある。

近年では、さまざまな国際貢献施策の展開を背景に、農協や商工会などの地域の団体が、組織を挙げて自主的に国際貢献活動に取り組まれる事例が増えてきた。

また、条例制定を機に県内NGOで構成する団体がNPO法人化するなど、「国際貢献先進県おかやま」づくりは着実に前進している。

岡山県としては、今後とも、国際貢献活動の主役である県民の方々が国際貢献活動についてさらに理解し、参加していただけるよう、協働の輪を広げるためのさまざまな施策を積極的に実施していきたいと考えている。

（条例全文は、岡山県国際課のホームページに掲載）

# 外国人の住みやすいまちは 日本人も住みやすい

〈多文化共生社会を目指す川崎市の外国人市民施策〉

川崎市市民局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当主幹

山崎 信喜

川崎市は、多摩川に沿って細く伸びる人

口一三〇万人の政令市である。臨海部には京浜工業地帯が広がり、市を南北に縦断する南武線の沿線にはI T関連企業が連なる工業都市である一方、東京から放射状に走る私鉄の沿線には多摩丘陵を切り開いて住宅街が形成されており、首都圏のベッドタウンとしての性格も有している。

本市に暮らす外国人市民は約二万七〇〇〇人、市人口の二%を占める。特徴としては、在日韓国・朝鮮人が多いことと、一方で、国際結婚や留学、労働などさまざまな目的を持った人が一〇以上の国々から来日し、全市的に暮らしているということが挙げられる。

本市では、長年にわたって外国人市民とともに生きる地域社会づくりに取り組んできたが、それらの取組みをさらに進めるため、本年三月には多文化共生社会の実現を目指して「川崎市多文化共生社会推進

指針」を策定した。

本稿では、これまでの外国人市民施策の歩みを概観した上で、本市が目指す多文化共生社会について述べてみたい。



## 外国人市民施策は 人権施策として始まった

本市には、戦前の朝鮮半島植民地支配の歴史的経緯により、臨海部の川崎区を中心に七〇〇〇名弱(本年一月現在)の在日韓国・朝鮮人が暮らしている。焼肉屋や朝鮮食料品店が並ぶ川崎区桜本には、日本人と韓国・朝鮮人などの在日外国人が相互のふれあいを進める「川崎市ふれあい館」があり、民族楽器の音色や母語・母文化を学ぶ子どもたちの声がこだましている。

戦後、旧植民地出身者は「外国人」として切り離され、福祉など諸権利の枠外に置かれてきた。また、戦前から社会に残る



↑川崎市ふれあい館

民族差別意識は、自己の民族性を表に出すことを困難にし、本名を隠し通名で学校に通う子どもも多く、さらには就職時に有形無形の差別を受けるなど、在日韓国・朝鮮人であるが故に生き難いという現実があった。

一九七〇年以降、このような「国籍の壁」や民族差別をなくすための市民運動が大きな広がりを見せた。市は、その声を受け止め、国民健康保険の外国人への適用(一九七二年)から市職員の採用(一九九六年)に至る可能な限りの国籍条項の撤廃に取り組んできた。また、「外国人教育基本方針」の制定(一九八六年、一九九八年改定)やふれあい館の開設(一九八八年)など、文化的アイデンティティを尊重し違いを認め合う教育活動の推進、さらには外国人差別禁止の規定を盛り込んだ住宅基本条例(二〇〇〇年)や子どもの権利に関する条例(二〇〇一年)の施行など、外国人市民と共に生きる地域社会づくりに努めてきた。

## 2 地域に日本語の分からない外国人が増えて

市が在日韓国・朝鮮人に対する差別意識の解消に努めていた一九八〇年代半ば頃から、市内には新しく来日した外国人市民が目につくようになった。一九九〇年代に入るとインドシナ難民や留学生、就労者、日本人の配偶者など、国籍も来日目的も今後の定住意思も異なる人々が、工業地域や住宅街を問わず急速に全市的に暮らし始め、現在でも市全体の人口増加率をはるかに上回って外国人市民の増加が続いている。(図1参照)

一方、在留資格別に見ると、永住者や日本人の配偶者が外国人市民の半数以上を占め、また、配偶者ビザから永住者ビザへの移行も見られることから、外国人市民の定住化の傾向は、今後ますます進むものと思われる。(図2参照)

さらには、海外駐在から帰国した家族や中国帰国者、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した人など、外国文化を背景に持つ市民も増えてきている。

一九九〇年前後、回覧板を読めずに苦勞する外国人市民と出会った地域住民は、各区にある市民館とかけあい、協働で日本語学習支援のボランティア活動を始めた。その結果、学校のおたよりなど生活情報を使って日本語学習を行う「識字・日本語学級」が、市の事業として午前と夜間の二学

級ずつ全区に開設されていった。午前の学級には保育室も用意され、そこから子育て期の母親たちの支え合いの場も生まれている。

また、多言語による情報提供や「外国人市民情報コーナー」の各区設置、(財)川崎市国際交流協会による外国人相談窓口の開設など、徐々にではあるが近年来日した外国人市民に対する施策が進められてきた。しかし、安心して暮らせる環境になったかという点、そこまでする環境にない点も多い。特に気がかりなのが、子どもの教育である。

現在、市内に一一四ある市立小学校のほとんどに外国籍児童が在籍している。また、国際結婚により生まれたダブルの子どもや、海外帰国児童生徒など異文化を背景

に持つ子どもはさらに多く、平均するとクラスに数名の外国文化を背景に持つ子どもが共に学んでいる現状がある。

教育委員会では、来日したての子どもにも日本語指導等協力者を派遣しているが、日常会話はできても学習に必要な言語の習得はカバーできず、高校進学にはかなりの困難を伴う。また、日本語を覚えるにつれて母語を喪失したり、周囲の偏見等により親の文化を否定してしまう例も見られる。

現在、違いを認め尊重し合う意識を子どもたちに育むため、地域の外国人市民が学校の授業で文化紹介を行う「民族文化講師ふれあい事業」を実施しているが、外国文化を背景に持つ子どもが自分の文化的アイデンティティを培っていくよう支援することなど、まだ残された課題は多い。

外国人登録者の現状 - 2004年12月末日現在一人

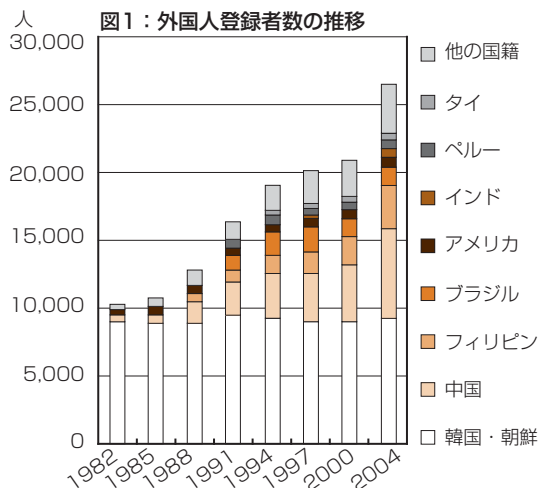
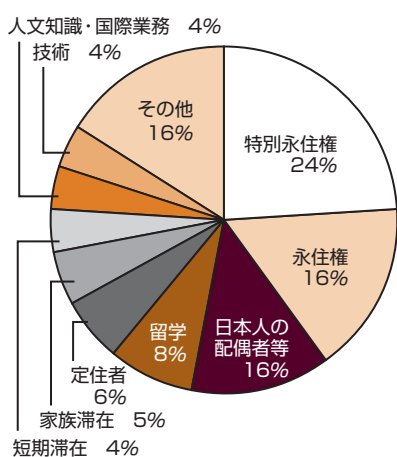


図2：外国人登録者数の在留資格別比較



### 3 外国人市民の 市政参加を進める

このような外国人市民の問題を当事者自身が調査審議し、その結果を市長に報告する仕組みが「外国人市民代表者会議」である。

定住外国人の地方参政権付与が大きな世論となった一九九四年、本市でも議会が意見書を国に出すとともに、外国人市民の声を市政に反映させるための議会を作ることにし、一九九六年、外国人市民代表者会議条例が市議会の全会一致で成立した。

代表者会議は、市長の附属機関として二年任期の代表者二六名以内で構成される。一般公募による応募者の中から選考された代表者は、審議テーマを自主的に決めて調査審議を行い、その結果を毎年、市長に報告する。市長はその内容を議会に報告し、また、出された提言については庁内会議で担当部局を決めて対応している。

代表者会議がスタートして四期八年が過ぎたが、この間、市に対して二四の提言が出された。大別すると教育問題、情報・相談問題、住宅問題、国の制度に関する問題が多い。

外国人市民代表者会議のスローガンは、「外国人の住みやすいまちは日本人も住みやすい」である。外国人市民が自分の住んでいるまち(川崎市)を大切に思い、自分たちの問題の解決だけでなく地域の構成員

としてこのまち全体を良くしようと思っ  
ていることを表した言葉だといえる。

市にできることに限りはあるが、それ  
も一年ごとに取組みの結果を代表者会議  
に報告することで、市の施策は緩やかでは  
あるが前進しており、住宅基本条例の制定  
などはその一つの成果といえる。

### 4 多文化共生の社会を 目指して指針をつくる

本年三月、多文化共生社会の実現に向  
けて施策を総合的に推進するため、「川崎  
市多文化共生社会推進指針」を策定した。

本市では、前述したように一九七〇年代  
から外国人市民施策を進めてきた。しかし、  
外国人市民の急速な定住化により、職員  
の意識や施策が現状に追いつかないとい  
う面もある。一方で、外国人に対する差  
別意識や偏見は解消されおらず、違いを  
尊重するということでは言葉で言うほど  
簡単ではないことも分かってきた。そこ  
で、行政内部や市民との間で、目標とす  
る社会像や基本理念、進むべき方向性を  
共有し、連携・協力して多文化共生の  
まちづくりを進めるため、指針を策定  
したものである。

この指針では、多文化共生社会の実  
現に向けて施策を推進する上で、三つの  
基本理念を掲げている。(図3参照)

「人権の尊重」や「社会参加の促進」  
は、これまでの本市の外国人市民施策  
においても



↑第5期外国人市民代表者会議(2005年6月12日)

基本となっていた理念であるが、指針では  
新しく「自立に向けた支援」という理念を  
立てた。

外国人市民は、日本社会の中では「助け  
られる存在」と見なされたり、あるいは「お  
客さん」扱いされがちである。しかし、外  
国人市民は地域社会を構成する市民であ  
り、自己の能力を発揮し社会とかわりな  
がら生きる主体者である。

外国人市民が、言語や文化の違い等によ  
って生活に支障をきたしているのであれば、  
その部分を補うような支援によって自立を

図3：川崎市多文化共生社会推進指針 構成図



5 今の取組みを  
一歩進める

指針では、基本理念の下、推進すべき施策

助け、地域社会のパートナーとして自己の持つ力を発揮してもらおう。外国人市民が社会の中で自分らしく生きられるようになったとき、「異文化シナジー」(経団連)外国人受入れ問題に関する提言)や「違いが豊かさとして響きあう社会」(本市外国人教育基本方針)が生み出されると考えている。

策の基本方向を五本の柱にまとめ、それぞれの具体的推進内容を六二項目にわたって示している。

「1 行政サービスの充実」では、健康で安心して安全に暮らすために必要な行政サービスを、外国人市民の存在を常に意識して提供することを掲げている。

「2 多文化共生教育の推進」では、学習権の保障、マイノリティ文化の尊重、日本語学習の推進など、自立と相互理解に向けた教育の推進を掲げている。

「3 社会参加の促進」では、外国人市民代

表者会議の充実など主体的に市政参加できる環境の整備、地域社会や地域活動への参加促進を掲げている。

「4 共生社会の形成」では、行政、市民、事業者への意識啓発、内外に開かれた地域社会づくりの促進を掲げている。

「5 施策の推進体制の整備」では、施策の総合的推進のための連携・調整の充実、指針の進捗管理や検証・評価の仕組みづくりを掲げている。

その詳細は省略するが、いずれも、外国人市民の人権が尊重され自立と社会参加に向けた支援がなされる方向で、既に取り組んでいる施策や事業を一歩進め、また、新しい課題について検討を行うことを担当局に求めている。そして、三年後には指針の具体的推進内容を見直すことを予定している。

外国人市民の増加や定住化傾向は今後、ますます顕著になっていくと思われる。一方で、日本人の中にもさまざまな文化があり、一人ひとり、個性の違いがある。個を尊重し、違いを認め合うということは、現在の日本社会の課題でもある。

外国人市民人口の多少に関わらず、どの自治体においても、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現が求められているのではないだろうか。



# 多文化共生社会の実現を

## 目指して

### 立川市多文化共生推進プラン策定を機に

立川市産業文化都市民活動課国際化係長

萩原 勝美

## 1 はじめに 立川市のプロフィール

立川市は東京都のほぼ中央西よりにあたり、東京駅からJR中央線で約五〇分程度の位置にある。昭和一五年一二月一日に市制を施行、面積は二四・三八km<sup>2</sup>、人口は一七万二七二九人(平成一七年五月末日現在)を数える。市内には、JR中央線、南武線、青梅線、五日市線、西武拝島線の東西方向五路線の鉄道が通るほか、南北方向には多摩都市モノレールが走り、これらの公共交通のうち五路線が交差する立川駅周辺は、あらゆる方向からのアクセスが容易な多摩地域の交通の要衝となっている。これらの交通の利便性を背景に、立川駅を中心として商業や事務所施設などが集積し、その周辺に密度の高い市街地を形成する一方、立川基地跡につくられた国営昭和記念公園や市北部地域の農地など緑やオープンスペースも比較的多く残され、近代的なまち並みと郊外的なうるおいが共

存する地域特性を有する。

本市は、大正一一年に立川飛行場が開設され、昭和初期には外国機も飛来するなど国際性の萌芽は早くから見られていたところである。戦後、立川飛行場は米軍に接収され、以後、米軍立川基地として昭和四四年一二月の米軍の飛行停止まで、本市が基地のまちとしての歴史を歩んだことは広く知られる。

昭和五二年一月三〇日、立川基地は全面返還され、以後本市は、基地跡地の活用を機軸とした新たなまちづくりの時代を迎えることとなる。昭和五五年三月には国営昭和記念公園の建設が始まり、平成九年四月にはこの公園の一角に、首都圏で戦後つくられたものとしては最大規模となる日本庭園が誕生。また平成六年一〇月には、基地跡地関連地区再開発事業により、三六カ国九二人のアーティストによる一〇九のパブリック・アートをそなえた新街区フーアレ立川がまちびらきするなど、本市は基地跡地周辺市街地の修復、既成市街地

## 2 立川市における 外国人登録者の状況

における商業・業務機能の集積強化、豊かな都市環境を演出する公園・緑地・緑道網などの実現を目指し、現在多摩の中心都市として発展を続けている。

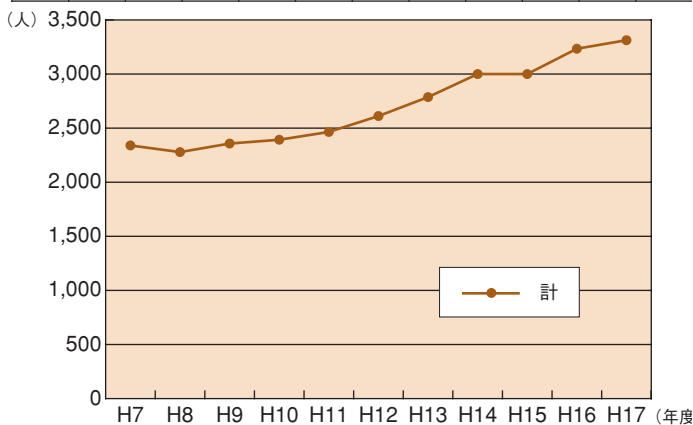
立川を訪れ、立川に居住する外国人や外国出身者の数は、少しずつ増加する傾向にある。

本市の外国人登録者数の推移を見ると、平成一七年一月までの一〇年間で約一・四

本市における外国人登録者数の推移

(各年1月1日現在)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
計	2,310	2,265	2,327	2,411	2,483	2,590	2,784	3,001	3,003	3,235	3,304



本市の外国人登録者の主な国籍(出身地)内訳(全52カ国)

(平成17年1月1日現在)

国籍	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	米国	その他	計
人数	1,313	942	382	149	125	393	3,304

平成一三年度までは、韓国・朝鮮出身者が外国人登録者数で最多を占めていたが、平成一四年度以降、中国出身者が最多となり現在に至っている。これら中国出身者については本市の北西部地域に比較的多く居住しており、また、この地区にある都営団地では中国帰国者世帯が多く居住する状況が見られる。

本市の外国人登録者の主な国籍については、別表のとおりである。  
居住者が増え続ける要因は多いといえる。

三倍に増加している。  
平成一七年五月末日現在の本市の外国人登録者数は三三五六人を数え、総人口のうち、約一九%を占める。ちなみに東京都全体では平成一七年四月末日現在の外国人登録人口は約三六万人で、このうち区部が約三〇万人、市町村部が約六万人となっており、市部では八王子市、町田市、府中市、小平市、調布市、立川市と続き、本市は二六市中六番目に多い。このように都心近郊の市として平均より若干多い程度の外国人登録者数で推移しているものの、本市は地理的にも多摩の中心にあたり、また交通の要衝として都心へのアクセスも利便性がよく、今後外国人来訪者や外国人居住者が増え続ける要因は多いといえる。

### 3 立川市多文化共生推進プランの策定

平成一七年三月、本市は「立川市多文化共生推進プラン」(以下、プラン)を策定し、外国人市民や外国出身市民など、多様な文化的背景を有する人たちとの共生を図り、異なる文化、習慣、価値観を尊重し認め合う多文化共生社会の実現に向けて、多摩の中核都市としてふさわしい国際性豊かな魅力あふれるまちづくりを目指すことを明らかにした。

プランでは多様な文化的背景を有する人々として、外国人や外国出身者を総称して「外国人市民など」としており、一方では外国人の定住化が進行し、日本社会の民族的構成が急速に変容する中で、もはや日本人対外国人という二項対立の図式では捉えきれない状況が生じてきていることに注目している。

プランの章立てでは全五章からなり、第一章・プラン策定の趣旨、第二章・立川市の現状と課題、第三章・プランの基本的な考え方、第四章・基本目標と施策、第五章・プランの推進に向けて、となっており、第五章では重点施策のアクションプログラムを掲げている。

施策の体系としては、「互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、生かしあいながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、この理念を支える四つの

基本目標として、「多文化共生の意識づくりと推進」「外国人市民なども暮らしやすいまちづくり」「さまざまな交流と連携による魅力ある地域社会の形成」「外国人市民などの参加のしくみづくり」を掲げ、さらにこれらの基本目標を達成するため一三の施策の方向と課題、三五の取組み、八つの重点施策のアクションプログラムを掲げている。

プランの特徴としては、従来、外に向けられた国際化あるいは国際化の推進を中心に組み立てられていた諸施策について、これまでの国際化・国際交流に加え、内なる国際化が重要な要素となってきたことを踏まえ、地域の課題解決に向けて外国人、日本人という区別を超えた実質的な協力関係を進めていくことを主眼とした多文化共生の推進という視点から、施策の体系的



↑平成13年5月 たちかわ多文化共生センター設立記念式典



↑平成16年8月開催「立川国際化プラン(仮称)を考える市民の会」

整備を図っていることが挙げられる。基本目標1として掲げられている「多文化共生の意識づくりと推進」では、人権尊重の意識を育み、外国人も市民であることが地域に浸透し定着するよう学習機会の創出に取り組みなど施策の方向を明らかにするとともに、基本目標2「外国人市民なども暮らしやすいまちづくり」では、外国人市民などの基本的な行政サービスを受ける権利、保険・医療・福祉・防災などの情報の多言語による提供や生活相談、日本語学習の支援などについて課題と取組みを挙げ、さらに行政の国際化にも言及している。基本目標3「さまざまな交流と連携による魅力ある地域社会の形成」では、多様な価値観を認め合い、多様性をプラス志向で捉えることを基本に、国際交流の機会創出や姉妹市交流の充実、さらには観光などでの外国人来訪者への対応について課題と取組

みを挙げ、基本目標4「外国人市民などの参加のしくみづくり」では、地域社会の一員として外国人市民などが意見発表できる場の設定や、地域社会でのいろいろな活動に参加できる仕組みづくりについての課題と取組みを掲げ、これらを通じ、外国人もお客様でなく積極的に市民参加していただくこと、外国人や外国人のグループと行政が協働して共にまちづくりに取り組んでいくことなどを謳っている。

プラン策定に当たっては、学識経験者等八人の委員で組織する「立川市国際化推進委員会」における一二期にわたる検討により、「立川市国際化プラン(仮称)の策定に向けて」と題する答申書をまとめ、この答申をもとに庁内の「立川市国際化行政推進会議」で検討を行うとともに、さらなる市民意見を反映するため、「立川市国際化プラン(仮称)を考える市民の会」を立ち上げ、プラン策定に向けた取組みを進めた。

これらの委員会では、多文化共生推進プランでなく国際化プランという名称が用いられていたが、たちかわ多文化共生センターを設立した際の状況(この団体の設立の際に、立川国際交流協会と呼称するか、立川多文化共生センターにするかについて関係者の間で活発な議論が行われ、これからの時代のキーワードとして多文化共生を打ち出していくということ、同センターの名称が定められた経緯がある)や、立川市国際化推進委員会からの「多文化共生の

まちづくり」をテーマとした答申書、計画を多文化共生を冠した名称とすべき旨の市民の会からの報告書、さらには国(総務省)の平成一七年度における、地域住民と外国人市民の共生に向けた地方公共団体の新たな取組みの促進を支援する「多文化共生に向けた取り組みの促進」の施策の動向などから、庁内会議での検討の結果、名称をこのように定めた経緯がある。

## 4 プラン策定の背景

本市には、姉妹市であるアメリカ・カリフォルニア州サンバーナディノ市との交流のために高校生相互派遣事業を行う立川・サンバーナディノ姉妹市委員会や、外国人のための日本語教室を運営する立川国際友好協会などいろいろな国際交流団体が活動している。

サンバーナディノ市との姉妹市交流の歴史は長く、昭和三四年一二月に姉妹市提携がなされて以来、三〇〇名を超える高校生を相互に派遣し、今日に至っている。こうした姉妹市交流は、相手市との友好親善を促進するとともに青少年の国際意識を醸成し、国際人として活躍し得る人材の育成に役立つてきた。

また、立川国際友好協会では、日本語が話せず日常生活に不自由する外国人市民などに日本語を教え、慣れない日本での生活上の負担が少しでも軽くなればというこ



↑外国人のための専門家無料相談会での「ボランティアスタッフ・フィードバックミーティング」

とで、ボランティア講師による日本語教室を本市の委託事業として運営している。

前述の、平成一三年四月に創設されたたちかわ多文化共生センター(平成一四年一〇月から特定非営利活動法人)では、本市の委託事業として外国人向けの生活相談や多言語情報提供に取り組んでおり、その活発な市民活動が注目される。例えば、東京都内の国際交流団体や自治体等では、各団体が連携し持ち回りで開催する「外国人のための専門家無料相談会」を平成一四年度から実施しているが、本市では同センターが平成一五年度に初めてこの相談会に加わり、半日の開催ながら多大な成果を上げた。相談に訪れた外国人の数もさる

ことながら、その対応のために奔走するボランティア市民の活発な活動が注目を集めた。

こうした活発なボランティア市民及び市民団体の活動を背景として、市が進める施策展開には市民の主體的なかわりが不可欠という認識から、公共は行政が担うという従来の発想ではなく、公共のもう一つの担い手として市民の役割が重要視される。市民や市民団体のネットワークが築かれることにより、地域的な広がりとともに、多様な市民層の人的な広がり、外国人市民などとのつながりが形成されていく。さらには、行政と市民や市民組織の積極的なかわりによる協働体制を築いていく必要がある。プランに込められたこうした思いは、本市が平成八年三月に策定した立川市文化振興計画(たちかわ・文化のまちづくり計画)にその源流を見ることができるといえる。

本市はこの計画の中で、文化振興の四つの取組みとして、市民活動の支援、文化環境の整備、情報提供の整備、人材・組織の整備を掲げ、その実現のための一〇〇のアクションプログラムを提唱し、文化都市立川の形成、新たな立川文化の創造等を目指した。プラン策定には、この文化振興計画で提唱された市民活動の支援をはじめ、交流と連携、市民・企業・学校・行政のパートナーシップなど文化とやさしさを標榜する流れがエッセンスとして承継され、プランの基礎部分をなしている。

## 5 プランにおける取組み 今後の事業及び想定 される効果について

プランを推進する上での重要課題として、多文化共生に向けての意識づくりを進めるとともに、地域社会への外国人市民などの参加をどのように図っていくか、さらに、外国人を含む市民及び市民団体と行政との協働をどのように図り、こうした市民活動をどのように支援していくか、ということが挙げられる。

前者にかかわる取組みの例として、プランにおける重点施策のアクションプログラムでは「多文化共生円卓会議(仮称)」を取り上げている。これは、外国人市民が実際に地域活動に参加する際、その意見反映をどのように図っていくか、という仕組みづくりの一環として行うもので、神奈川県川崎市で行われている「川崎市外国人市民代表者会議」や東京都三鷹市で行われている「みたか国際化円卓会議」などの先駆的の事業を手本として想定している。外国人市民が主体となるこの会議では、外国人市民会議としての機能とともに、市民の関心をより深めるため、日本人市民の参加による事業展開を予定している。

こうした施策を近い将来、展開していくための試金石として、プランの最初の取組みとも言うべき推進機構の立ち上げを今年度事業として予定している。立川市多文化

共生推進市民委員会がそれである。この会議は、多文化共生についての課題整理とともに、自らが活動主体として実践していくための母体形成をねらいとしている。もともとは昨年度開催した前述の立川市国際化プラン（仮称）を考える市民の会が下地となっており、これは同会終了にあたって、是非こうした市民の声を発表できる場を、という要望が多かったことが一部にはある。また、既存の団体からの参加者も多く、こうした団体の円滑な人的関係を築くことに資するという面も期待される。今年度、主に公募という形で委員を募集して委員会を立ち上げ、翌年度につなげていく予定である。

また、もう一つの取組みの例として、プランの重点施策のアクションプログラムでは「外国人リーダーや外国語教室での講師など、市民活動リーダーの育成」を取り上げている。地域に居住する外国人市民などがその個性を生かし、地域社会に参加できるようになれば、新たな地域の活力が生まれることに結びつき、共に生きる社会を築く上での意義は大きい。そこで、外国人市民リーダーの登録制度の創設や外国語の習得を通じて異文化理解を深めようとする人のための外国語教室をはじめ、外国の料理・スポーツの分野など外国人市民などの力を生かす場や活動機会の提供、多言語化による情報提供の充実等を図り、新たなまちづくりに向けた市民活動リーダーの育成に努めていく。次に後者の取組みの例として、これまで

国際化推進という切り口で捉えられていた国際交流事業についても、プランの重点施策のアクションプログラムでは「交流とネットワークづくりのためのフレンドシップ交流事業の展開」として取り上げている。この事業では、大人だけでなく子どもも参加できる異文化体験の機会とするため、音楽やアート等芸術文化とともに生活文化全般を織り込んだ交流事業の展開を計画している。本市では、平成一四年度までの過去九年年間にわたり、市内の国際交流団体が市と連携して行う「立川国際交流フェスタ」という事業を行ってきた。こうした経験やノウハウの蓄積にもとづく新たな事業展開によって、



↑立川国際交流フェスタでの「外国人による日本語スピーチコンテスト」

現在独自に活動を行っている市内のさまざまな団体が市との協働により、情報の共有化と人材の相互交流、相互活用を図りながら、ゆるやかな連携から発展し、協働のネットワークを築いていくことが期待される。

市民活動をどのように支援していくかについては、現在、中国出身の子どもたちを対象として母国語や母文化の学習及び体験活動を行い、中国語教室の地域開放と中国文化を媒介とした地域との交流を目指しているグループや、ニューカレドニアとの教育交流を学校を母体として進めている団体等、多文化共生への取組みをはじめ、地域でのさまざまな市民活動に対し、本市では平成一六年度に、「特色ある地域づくり活動補助金」制度を創設し、こうした市民活動の支援のための運用を行っている。

さらに多文化共生のための推進機構としては、前述の立川市多文化共生推進市民委員会のほか、庁内の推進体制を整え、全庁的に多文化共生の推進をはかっていく必要がある。プランでは行政の国際化とともに、職員自らが多文化共生の意識を育み、庁内の足固めを行うことを謳っている。

来るべき多文化共生社会では、もはや外国人市民と仲良くしようという段階は過ぎ、互いに協力して地域の課題を解決していく段階へと進むと考えられる。このプランの目指すところはそのための礎となることと言えよう。